

(記章に関する規程)

記章に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、この土地改良区の記章の制定ならびに着用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制 定)

第2条 この土地改良区の記章を、別記のとおり制定する。

(貸 与)

第3条 総代・役員および用排水調整委員（以下「総代等」という。）には、任期期間中記章1個を貸与する。ただし、員外理事は除く。

2 職員には、記章および名札（以下「記章等」という。）を各々1個貸与する。ただし、嘱託員および臨時雇員は除く。

(着 用)

第4条 総代等がこの土地改良区の会議に出席するときは、記章を着用するものとする。

2 職員は、勤務中にあつては名札、通勤の途中にあつては記章を必ず着用しなければならない。

ただし、夏服の場合にあつては、記章を着用しないことができる。

(着用位置)

第5条 記章は、左胸上部の位置に着用しなければならない。

名札は、落とさないよう首からつるし、左胸上部または中央部で表示しなければならない。

(再 貸 与)

第6条 貸与を受けた記章を破損もしくは紛失したときは、速やかにその旨を届け出て再貸与を受けなければならない。

2 前項により再貸与を受けるときは、その実費を負担しなければならない。

(返 納)

第7条 記章の貸与を受けた者が離職または退職等によりその地位を失ったときは、速やかにこれを返納しなければならない。

ただし、理事長の承認を受けたときはこの限りではない。

(別 記)

神安土地改良区記章

縦 12mm×横 17mm の楕円形

色：緑の台に黄金色

裏面：「神安土地改良区」の文字を入れる



由 来

緑色はこの土地改良区区域の大地（農地）を、覆輪の黄金色は一面に実った稲穂を、中央の三本線は淀川・安威川・神崎川が流れる様を、「神安土地改良区」の頭文字「S」で表しています。

(記章に関する規程)

(記章に関する規程)

神安土地改良区名札

縦 55mm×横 91mm の長方形に下記のデザイン

(表)



(裏)

注意事項

1. 本書は、執務中は本人が常に携帯すること。
2. 本書を他人に貸与し、または譲渡しないこと。
3. 本書を紛失し、若しくは著しく損傷したとき、または記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。
4. 退職するときは、直ちに本書を返還すること。

〒567-0829
大阪府茨木市双葉町12番22号
神安土地改良区

附 則

1. この規程は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 4年4月1日から施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 6年4月1日から施行する。